

みよし市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

この方針は、みよし市内の公共建築物等の整備における積極的な木材の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、愛知県が定めた基本方針に即して、必要な事項を定める。

第2 基本的事項

(1) 木材の利用を促進する公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される法第 2 条第 1 項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公共に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

(2) 市の責務

市は、法第 4 条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

第3 木材の利用の目標

(1) 木造化の推進

市が新たに整備する低層の建築物（高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で延べ床面積 3,000 m²以下の建築物）については、積極的に木造化を促進するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は木造以外の構造とすることができる。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物

イ 建築物の用途から木造がなじまない、あるいは木造にすることが技術的に困難な施設

(2) 木質化の推進

市は、整備する建築物の構造が木造、非木造にかかわらず、多くの者の目に触れる箇所は内装等の木質化を積極的に進める。ただし、次のいずれかに該当する場合は、除くことができる。

ア 法令の規定により木材の使用ができない場合

イ 木質化がなじまない、あるいは木質化することが技術的に困難な場合

(3) 使用する木材の産地

市は、木造化、木質化を推進するにあたって使用する木材は積極的に国産材を使用することとし、特に地域材が利用できる場合は、優先的に利用するものとする。この場合において、国産材は国内で、地域材は県内又は市の水源地域で伐採された木材で、木材認証制度等に基づき産地証明がされたものとする。

(4) 公共施設に係る工作物

市が整備する公共施設に係る工作物については、安全性と維持管理等配慮すべき

事情がある場合を除き、木材の利用に努める。

(5) 備品及び消耗品

市が使用する備品及び消耗品については、木材を原料としたものを導入するように努める。

第4 木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

市は、建築物の整備において木材を使用するにあたっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮すること。このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

市は、備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

(3) 市以外の者が整備する公共的建築物における木材の利用

法第2条第1項各号に掲げる建築物のうち市が整備するもの以外の建築物においても、木材の利用が進むよう働きかけるものとする。

附則

この方針は、平成25年 4月 1日から適用する。